

広情個審第82号
令和5年3月24日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報不利用停止決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年11月14日付け広企秘第11号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第81号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和4年11月14日付け広企秘第11号の諮問事案（諮問第81号事案）

令和4年7月25日付けの保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が行った、同年8月25日付け広島市指令企秘第2号の保有個人情報不利用停止決定（以下「本件不利用停止決定」という。）に対する同年9月2日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不利用停止決定を取り消し、提供した個人情報（副市長宛手紙）を人事課から回収し広島市副市長小池信之氏へ提供することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件利用停止請求の趣旨は、転送簿によって明らかになった請求人から令和4年3月9日付けで広島市サービス監視委員会の委員長である小池信之副市長宛てに提出された手紙（以下「本件手紙」という。）の人事課への提供行為の禁止及び原状回復を求めるものであり、転送簿という紙の利用停止を求めたものではない。広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）は、提供行為という行動の停止も可能な規定であり、実体としての記載された紙のようなものでなければ、利用停止の対象にならないというものではない。今回の回答がどのような意図でなされたものかは不明だが、全く的外れな回答であり、請求人の権利を著しく毀損するものである。

イ 秘書課は、今回の行為は条例第8条で規定されている利用、提供することについて「相当の理由」があるに該当すると考えていると思われるが、同条には、適用に当たっては「個人の権利利益を不当に侵害してはならない」との規定があり、今回の行為はこの規定に抵触する。今回の件は封筒には「副市長小池信之様以外見られたくありません」と記載し、さらに手紙の中には「人事課へ提供しないよう」記載している。事務手続がそうなっているからという理由のみで、請求人の意思（読まれたくない、人事課へ提供しないように）を完全に無視することができるとは到底思えない。個人の権利利益を不当に侵害しており違法である。このため、処分の撤回及び原状

回復を求めるものである。

ウ 秘書課は条例第8条第1項第6号の規定、実施機関に提供するのに相当の理由があるに該当すると主張すると思われるが、今回の件は、条例第8条第2項の利用目的以外のために利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならないに抵触していると考ええる。

広島市の現在の対応は、副市長や市長宛てにきた手紙であっても、副市長や市長の私信以外はどんな内容でも副市長や市長は一切読まないし、副市長や市長への提供はされないことになっている。内容に対応する課に渡される、その課に渡さないよう書いても事務手続をそう決めているので、対応する課に渡す。本人の渡さないようにという申立ては一切認めない。(秘書課・市民相談センターにて確認済み)

エ 今回の手紙の内件は、「人事課はおかしなことを言っています。副市長どう思いますか、人事課にはこの手紙を渡さないでください」というものである。人事課の不当性を訴えているにもかかわらず、人事課へ渡すというのは、私の権利侵害も甚だしい。相当な理由があるとは思えない。

オ どういう場合に個人の権利利益を不当に侵害していることになるのか。今回の私の副市長宛ての手紙が、副市長に提供されず、渡さないように言っている人事課へ、提供されることが、個人の権利利益を不当に侵害していることにならないのであれば、いったいどういった場合に個人の権利利益を不当に侵害していることになるのか、具体的な基準を明らかにしてもらいたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

請求人は、本件手紙について、秘書課が開封し内容を確認した上で担当課である人事課に転送したことは、差出人の意思を無視しており、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用するのはならないと規定する条例第8条に違反する旨を主張し、本件処分の取消し、及び、本件手紙を人事課から回収し副市長へ提供すること(以下「本件手紙に関する措置」という。)を求めている。しかし、請求人の主張は、次のとおり失当であり、棄却及び却下されるべきである。

(1) 本件処分の取消しについて

ア 本件手紙は、広島市文書取扱規程第6条第4号の規定により企画総務局総務課(文書交換室)において收受し、閉封のまま秘書課に送付され、広島市事務分掌条例(昭和42年広島市条例第35号。以下「事務分掌条例」という。)第2条及び広島市事務組織規則(昭和37年広島市規則第10号。以下「事務組織規則」という。)第6条第4項の規定に基づき、秘書課が分掌事務を遂行するために開封し、その内容が職員の服務に関することであつたため、担当課である人事課へ転送したものである。これに伴う秘書課が保有する個人情報は、本件手紙を秘書課が收受し人事課へ転送した事実を記録した親展文書転送簿である。

イ 当該保有個人情報は、条例等に基づき秘書課の分掌事務を遂行するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集し利用しているものであり、目的外利用には該当しないことから、請求人が利用停止の理由としている条例第8条は適用されない。

ウ 以上のことから、条例第30条に規定する保有個人情報の利用停止をしなければならないときに該当すると認められないため、保有個人情報不利用停止を決定したものであり、本件審査請求のうち、本件処分の取消しに関する請求については棄却されるべきである。

(2) 本件手紙を人事課から回収し副市長へ提供することについて

ア 本件審査請求の対象となる処分は、請求人が当該請求に先立って行った条例第28条第1項の規定に基づく保有個人情報利用停止請求に対する本件処分に限られるものであり、請求人が主張する本件手紙に関する措置の履行は含まれず、諮問対象ではない。

イ 以上のことから、本件審査請求のうち本件手紙に関する措置については不適法であり、審査を経ず却下されるべきである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第28条第1項の規定について

条例第28条第1項は、「何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報（中略）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と定め、同項第1号は、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき」は「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を、条例第28条第1項第2号は、「第8条第1項の規定に違反して提供されているとき」は「当該保有個人情報の提供の停止」を請求することができる」と規定している。

(2) 条例第5条第1項及び第2項の規定について

条例第5条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない。」と定め、同条第2項は、「実施機関は、前項の規定により明確にされた利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

(3) 条例第8条第1項の規定について

条例第8条第1項は、「実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（中略）を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と定めているが、「ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として、次のア～キのいずれかに該当するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することを認めている。

ア 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。（第1号）

- イ 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。(第2号)
- ウ 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。(第3号)
- エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。(第4号)
- オ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。(第5号)
- カ 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等(中略)に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。(第6号)
- キ 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。(第7号)

(4) 条例第30条の規定について

条例第30条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と定め、同条ただし書は、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定している。

(5) 本件利用停止請求の対象となる保有個人情報について

本件利用停止請求の対象となる保有個人情報は、令和4年6月27日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年7月12日付け広島市指令企秘第1号で開示決定した令和3年度市長又は副市長宛て親展文書の転送簿(請求人が郵送した小池副市長宛て文書の收受日、転送先等の記載箇所等)(以下「本件転送簿」という。)である。

実施機関は、事務分掌条例及び事務組織規則に基づき、秘書課の分掌事務を遂行するために本件手紙を開封し、その内容が職員の服務に関することであったため、当該事務の担当課である人事課へ転送した旨説明する。したがって、請求人に関して秘書課が保有する個人情報は、本件手紙を秘書課が收受し人事課へ転送した事実を記録した本件転送簿のみである。

(6) 本件不利用停止決定の適法性について

ア 条例第30条は、保有個人情報利用停止請求があった場合の利用停止について、「当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と定めるところ、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、条例第28条第1項各号に規定されている違反が認められるときと解される。

イ 秘書課は、同課の分掌事務を遂行するため本件手紙を開封し、広島市職員の服務に関する事務を所管する人事課へ転送し、その経緯を記録管理するため必要な範囲で本件転送簿を保有してお

り、条例第28条第1項各号に規定する違反があるとはいえ、本件利用停止請求に理由があるとは認められないことから、実施機関が本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

(7) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらは、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(9) 付言

ア 人事課から本件手紙を回収し副市長に提供することについて

- (ア) 請求人は、人事課から本件手紙を回収し、広島市副市長に提供することを求める旨主張する。
- (イ) 条例第28条第1項に規定される利用停止請求は、開示を受けた自己に関する保有個人情報を対象とし、当該保有個人情報について、利用の停止、消去又は提供の停止の措置を請求することができることを定めたものである。
- (ウ) したがって、本件利用停止請求の対象となる保有個人情報は、4の(5)のとおり本件転送簿のみであり、本件手紙を人事課から回収し副市長へ提供するという行為の履行は、本件利用停止請求の対象とはならない。

イ 市長宛て又は副市長宛ての手紙を市長又は副市長に渡す基準について

請求人は、市長宛て又は副市長宛ての手紙を市長又は副市長に読んでもらうため、市長又は副市長に手紙が渡される基準を明らかにしてほしい旨主張する。

これについて、実施機関に確認したところ次のとおりであった。

- (ア) 市長宛て又は副市長宛ての郵便物は、秘書課が中身を確認することに加えて、親展文書についても、明らかに私用と分かるもの以外は秘書課において開封し、その内容が私信でない場合には、事務分掌条例及び事務組織規則の規定に基づき当該事務内容に関することを所管する部署に転送し、当該事務を分掌する所管課において対応している。
- (イ) 所管課の判断により、市長又は副市長に協議・説明を行うことはあり得る。
- (ウ) 手紙の内容から個人の生命、身体又は財産への危険性が切迫している等、事案の重大性や緊急性から総合的に判断し、秘書課の合理的な裁量に基づく判断から秘書課から市長又は副市長に報告することはあり得る。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 1 . 1 4	広企秘第 1 1 号の諮問を受理 (諮問第 8 1 号で受理)
R 4 . 1 2 . 9 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 1 . 1 3 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 2 . 1 0 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 5 . 3 . 1 0 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士